

令和4年6月8日

第2回多度津町議会定例会会議録

1、招集年月日 令和4年6月8日(水) 午前9時00分 開議

1、招集の場所 多度津町役場 議場

1、出席議員

1番	村井 勉	2番	門 秀俊
3番	天野 里美	4番	兼若 幸一
5番	中野 一郎	6番	松岡 忠
7番	金井 浩三	8番	村井 保夫
9番	小川 保	10番	古川 幸義
11番	隅岡 美子	12番	渡邊美喜子
13番	尾崎 忠義	14番	志村 忠昭

1、欠席議員

なし

1、地方自治法第121条の規定による出席者

町 長	丸尾 幸雄
副 町 長	岡部 登
教 育 長	三木 信行
会計管理者	山下 佐千子
町長公室長	山内 剛
総務課長	泉 知典
政策観光課長	土井 真誠
税務課長	西山 政有紀
住民環境課長	石井 克典
高齢者保険課長	松浦 久美子
健康福祉課長	富木田 笑子
建設課長	三谷 勝則
産業課長	谷口 賢司
消防長	阿河 弘次
教育課長	竹田 光芳

1、議会事務局職員

事務局長	森 泰憲
書 記	前原 成俊

1、審議事項

別紙添付のとおり

開会 午前9時00分

議長（村井 勉）

お早うございます。

平成29年に策定しました新庁舎整備基本構想から5年の年月を経て、ようやく完成しました新しい庁舎になって初めて開催されます6月定例会でございます。

我々議員一同、町長をはじめ、関係する全ての職員に感謝を申し上げ、気持ちを新たに
して、町勢発展に寄与すべく、議員活動に邁進する所存でございます。

今後とも議会と理事者側が車の両輪として、切磋琢磨していきたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

改めまして、議員各位にはご多忙のところ、定刻にご参集頂きまして、誠に有難うございます。

ただ今から、令和4年第2回多度津町議会定例会を開催致します。

開会に先立ちまして、町長よりご挨拶があります。丸尾町長。

町長（丸尾 幸雄）

皆さん、お早うございます。

本日、令和4年第2回多度津町議会定例会が開催されるに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

田畑を渡る爽やかな風が心地よい季節となりましたが、新型コロナウイルス感染症は、新規陽性者数が減少傾向にあるとはいえ、未だ予断を許さない状況であります。

4回目のワクチン接種も始まりましたが、引き続き、町民の皆様には状況に応じた感染予防策をお願い致したいと思っております。

そうした中、6月6日に新庁舎の開庁を迎えることが出来ました。

このたびの役場新庁舎並びに地域交流センターの完成におきましては、町民の皆様をはじめ、建設工事にご尽力頂いた関係者の皆様には、深く御礼を申し上げます。

また、議員の皆様にも特別委員会を設置するなど、様々なご意見やご提言、ご協力を頂きましたことを改めて御礼を申し上げます。

新しい場所、新しい装いで生まれ変わった役場新庁舎につきましては、健康センターの機能を役場に戻し、1階と2階に行政窓口を集約することで、より町民皆様の利便性の向上、安全・安心なまちづくりの拠点としての機能強化を目指したものでございます。

さらに、地域交流センターを併設することにより、集い、親しめる場として、末永く皆様から愛されることを心より願っております。

さて、本定例会におきましては、専決処分3件、条例一部改正5件、条例廃止1件、補正予算1件、その他2件、人事案件2件の14議案を提案させて頂いております。

慎重にご審議の上、ご議決、ご同意並びにご承認を賜りますようお願いを申し上げます。ご挨拶とさせていただきます。

議長（村井 勉）

ただ今、出席議員は14名であります。

よって、地方自治法第113条の規定により、令和4年第2回多度津町議会定例会は成立を致しました。

これより、第2回定例会を開会致します。

本日の議事日程は配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。

多度津町議会会議規則第125条の規定により、10番 古川 幸義 君、14番 志村 忠昭 君を指名致します。

日程第2. 会期の決定を議題と致します。

お諮り致します。議会運営委員会委員長、小川 保 君。

議会運営委員会委員長（小川 保）

お早うございます。

会期の件でございますが、本日6月8日より、6月24日までの17日間とし、詳細については、議長にてお諮りをお願い致します。以上です。

議長（村井 勉）

ただ今、議会運営委員会委員長発言のとおり、本定例会の会期は本日より6月24日までの17日間とし、日程については6月8日、本日でございます。提案説明。9日（木）から12日（日）まで休会、13日（月）一般質問、14日（火）一般質問、15日（水）休会、16日（木）総務教育常任委員会並びに建設産業民生常任委員会、17日（金）総務教育常任委員会並びに建設産業民生常任委員会予備日、18日（土）から23日（木）まで休会、24日（金）議案審議と致したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

異議なしと認めます。

なお、一般質問者が11名となっており、13日（月）は通告順で1番から6番まで、14日（火）は通告順で7番から11番までと致したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

ご異議なしと認めます。

よって会期は本日より6月24日までの17日間とし、先に言いました日程によることに決定致しました。

日程第3. 諸般の報告を行ないます。

まず、議長報告であります。令和4年第1回3月定例会から継続審査となっております。

す請願は1件で、タブレットに掲載しておりますとおりでございます。

この1件を会期中の建設産業民生常任委員会に付託しますので、ご報告致します。

次に、監査委員より現金出納検査執行状況、町長より令和3年度多度津町一般会計繰越明許費繰越計算書、令和3年度多度津町特別会計公共下水道繰越明許費繰越計算書、令和3年度多度津町土地開発公社決算等状況、令和3年度公益財団法人多度津町文化体育振興事業団の経営状況、及び令和3年度多度津町行政改革実施計画の実績の報告を受けております。

報告はタブレットに掲載を致しておりますので、朗読は省略致します。

続きまして、町長報告であります。

これにつきましても、すでにタブレットに掲載致しておりますので、朗読は省略致します。

日程第4議案第1号、専決処分の承認について（多度津町税条例等の一部改正）、議案第2号、専決処分の承認について（多度津町都市計画税条例の一部改正）、議案第3号、専決処分の承認について（多度津町国民健康保険税条例の一部改正）を提案説明の都合上、一括議題と致します。

タブレットの準備はよろしいでしょうか。

提案者の提案理由の説明を求めます。税務課長、西山 君。

税務課長（西山 政有紀）

お早うございます。

それでは、今回上程致しました議案につきまして、提案説明をさせていただきます。

議案第1号、専決処分の承認について（多度津町税条例等の一部改正）、議案第2号、専決処分の承認について（多度津町都市計画税条例の一部改正）及び議案第3号、専決処分の承認について（多度津町国民健康保険税条例の一部改正）の3議案は関連のあることから、一括して提案説明をさせていただきます。よろしくお願い致します。

このたびの改正は、地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）、地方税法施行規則等の一部を改正する省令（令和4年総務省令第27号）が、令和4年3月31日にそれぞれ公布されたことに伴い、令和4年4月1日を施行日とする改正内容が含まれますことから、本町の税関係条例の一部改正が必要となり、地方自治法第179条第1項の規定により本年3月31日付でそれぞれ専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

それでは、まず議案第1号、多度津町税条例等の一部改正の専決処分の承認について、提案説明をさせていただきます。

今回の主な改正内容でございますが、まずは個人住民税関係と致しまして、住宅借入金等特別税額控除の延長等を行うこととしたものでございます。

次に、固定資産税関係と致しまして、土地に係る負担調整諸措置について、令和4年度に限り、商業地等の課税標準額の上昇幅を評価額の2.5%とする措置を講じるものでご

ざいます。

そのほか、関係法令の改正に伴う条例の整備も含まれた内容のものでございます。

それでは、新旧対照表を用い、主な改正点についてご説明させていただきます。

アンダーラインの箇所が改正部分で、右側の欄が改正前、左側の欄が改正後でございます。また、条例改正による施行日は改正附則に定めてありますが、条文ごとに施行日が異なりますことから、条文ごとの説明とさせていただきます。

それではまず、第1条関係と致しまして、タブレットの3ページをご覧ください。

第18条の4は納税証明書の交付手数料に関する規定で、証明書の記載事項に関して法律改正に伴い、改正するものでございます。4ページ中段から6ページをご覧ください。

第33条は所得割の課税標準に関する規定で、課税方法を確定申告書の記載によって適用するとするものでございます。施行日は令和6年1月1日であります。6ページ中段をご覧ください。

第34条の7は寄附金税額控除に関する規定で、字句の整備を行うものでございます。7ページ上段をご覧ください。

第30条の9は配当割額または株式等譲渡所得割額の控除に関する規定で、税額控除を確定申告書の記載によって行うとすることでございます。施行日は令和6年1月1日であります。8ページ中段をご覧ください。

第36条の2は町民税の申告に関する規定で、住民税申告義務に係る規定、及び項ずれの整備を行うものでございます。施行日は令和6年1月1日であります。10ページ中段をご覧ください。

第36条の3の2は個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書に関する規定で、給与所得者の扶養親族申告書について、その記載事項に氏名の追加を行うものでございます。施行日は令和5年1月1日であります。11ページ下段をご覧ください。

第36条の3の3は個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書に関する規定で、公的年金等受給者の扶養親族申告書について、提出義務及び記載事項に氏名の追加を行うものでございます。施行日は令和5年1月1日であります。13ページ上段から14ページをご覧ください。

第48条は法人の町民税の申告納付に関する規定で、法律改正に伴う項ずれの整備でございます。施行日は令和4年4月1日であります。14ページ上段の附則第7条の3の2において、住宅借入金等特別控除に係る控除期間の延長・見直しを行うもので、控除の適用期限が4年延長され、令和7年12月31日までに入居したものが対象となるものです。施行日は令和5年1月1日であります。

14ページ下段から17ページをご覧ください。附則第10条の2は法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合に関する規定で、固定資産税の「わがまち特例」について、法律改正に伴う条例の項ずれの整備を行うものでございます。施行日は令和4年4月1日であります。

17ページ中段から19ページをご覧ください。附則第10条の3は新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告に関する規定で、省エネ改修工事を行った住宅に係る特例の拡充等に伴う改正でございます。施行日は令和4年4月1日であります。

19ページ中段をご覧ください。附則第12条は宅地等に対して課する令和3年度から令和5年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する

る規定で、土地に係る負担調整措置について、令和 4 年度に限り、商業地等の課税標準額の上昇幅を評価額の 2.5%とする措置を講じるものでございます。施行日は令和 4 年 4 月 1 日であります。20 ページ中段をご覧ください。附則第 16 条の 3 は上場株式等に係る配当所得等に係る町民税の課税の特例に関する規定で、特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得の課税方式について、取得税と個人住民税において異なる課税方式の選択が可能であったものを一致させることとするものでございます。施行日は令和 6 年 1 月 1 日であります。21 ページ下段をご覧ください。附則第 17 条の 2 は優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例に関する規定で、引用条項の削除に伴う規定の整備でございます。施行日は令和 5 年 1 月 1 日であります。22 ページをご覧ください。附則第 20 条の 2 は特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例に関する規定。23 ページの附則第 20 条の 3 は条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例に関する規定で、いずれも申告方式の選択に係る規定の整備でございます。施行日は令和 6 年 1 月 1 日であります。25 ページ下段から 26 ページをご覧ください。第 25 条は新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例に関する規定で、住宅借入金等特別控除に係る控除期間の延長見直しに伴い、削除するものでございます。施行日は令和 5 年 1 月 1 日であります。続きまして、第 2 条関係と致しまして、26 ページ下段から 28 ページを御覧下さい。第 36 条の 3 の 3 は個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書に関する規定で、扶養親族申告書の改正に伴う規定の整備でございます。28 ページ中段の附則第 2 条は町民税に関する「経過措置」に関する規定で、法律改正に伴う規定の整備でございます。

最後に本改正条例の附則と致しまして、28 ページ下段から第 1 条として施行期日、29 ページに第 2 条として、納税証明書に関する経過措置、29 ページ下段から 30 ページに第 3 条として、町民税に関する「経過措置」、30 ページ中段から第 4 条として、固定資産税に関する「経過措置」についてそれぞれ定めるものでございます。

続きまして、議案第 2 号、多度津町都市計画税条例の一部改正の専決処分の承認について、提案説明をさせていただきます。今回の改正は地方税法の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 1 号）が本年 4 月 1 日から施行されたことに伴い、本町の都市計画税条例の所要の改正を行うものでございます。

それでは、新旧対照表を用い、ご説明をさせていただきます。3 ページ下段から 4 ページの附則第 3 項及び第 4 項は「わがまち特例」に関する規定で、法律改正による適用条文の項ずれによる整備でございます。附則第 6 項は宅地等に対して課する都市計画税の特例に関する規定で、固定資産税と同様に令和 4 年度に限り、商業地等に係る課税標準額の上昇幅を評価額の 2.5%とする措置を講じるものでございます。5 ページ中段から 8 ページの附則第 8 項から第 10 項及び第 12 項、第 13 項は、いずれも法律改正による適用条文の項ずれによる条文の整備等でございます。施行日はいずれも令和 4 年 4 月 1 日で

あります。

最後に本改正条例の附則と致しまして、8 ページ下段に第 1 項として施行期日を、第 2 項として経過措置をそれぞれ規定するものでございます。

続きまして議案第 3 号、多度津町国民健康保険税条例の一部改正の専決処分の承認について、提案説明をさせていただきます。今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 1 号）及び地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和 4 年政令第 133 号）が本年 4 月 1 日から施行されたことに伴い、本町の国民健康保険税条例の所要の改正を行うものでございます。

改正の主な内容は国民健康保険税について、高齢化の進展等により、医療給付費等が増加する中、被保険者の負担の適正化を図るため、基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を引き上げるものでございます。

それでは、新旧対照表を用い、ご説明をさせていただきます。3 ページ下段から 4 ページをご覧ください。第 2 条は課税額に関する規定で、第 2 項において基礎課税額に係る課税限度額を現行の「63 万円」から「65 万円」に、第 3 項において後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を現行の「19 万円」から「20 万円」にそれぞれ引き上げるものでございます。4 ページ中段の第 21 条は国民健康保険税の減額に関する規定で、今回の課税限度額の引上げに伴う所要の改正を行うものでございます。5 ページをご覧ください。附則第 2 項は公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例に関する規定で、「同条中」を「同項中」に改めるものでございます。

最後に本改正条例の附則と致しまして、6 ページから第 1 項として施行期日、第 2 項として「適用区分」をそれぞれ規定するものでございます。

以上、誠に簡単な説明でございますが、議案第 1 号、専決処分の承認について（多度津町税条例等の一部改正）、議案第 2 号、専決処分の承認について（多度津町都市計画税条例の一部改正）及び議案第 3 号、専決処分の承認について（多度津町国民健康保険税条例の一部改正）の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（村井 勉）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第 5. 議案第 4 号、多度津町議会議員及び多度津町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正についてを議題と致します。

タブレットの準備はよろしいでしょうか。

提案者の提案理由の説明を求めます。総務課長、泉 君。

総務課長（泉 知典）

お早うございます。

それでは議案第 4 号、多度津町議会議員及び多度津町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正につきまして、提案説明をさせていただきます。

今回の改正は、公職選挙法施行令の一部を改正する政令が令和4年4月6日に施行され、衆議院議員及び参議院議員の選挙における選挙運動に関し、選挙運動用自動車の使用等の公営に要する経費の限度額が引き上げられることになりました。

このことに伴い、公職選挙法施行令の規定に準じて、公費負担の限度額を定めております多度津町議会議員及び多度津町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正をしようとするものでございます。

それでは、新旧対照表により、ご説明申し上げます。

タブレットの1ページから2ページをご覧ください。

まず、第4条は選挙運動用自動車の使用における公費の支払いに関する規定で、第2号アに定める選挙運動用自動車の借入りに係る公費負担の限度額について、1日当たりの借入れ単価の限度額を1万5,800円から1万6,100円に改め、同号イに定める選挙運動用自動車の燃料の供給に係る公費負担の限度額について、7,560円に立候補届出日から選挙期間の前日までの日数を乗じていたものを、7,700円に同日数を乗じるように改めるものでございます。

3ページ及び5ページをご覧ください。

第8条は、選挙運動用ビラの作成における公費の支払いに関する規定。第12条は、公費負担の限度額に関する規定で、選挙運動用ビラの作成に係る公費負担の限度額について、1枚当たりの作成単価の限度額を7円51銭から7円73銭に改めるものでございます。

4ページにお戻り下さい。第11条は、選挙運動用ポスターの作成における公費の支払いに関する規定で、選挙運動用ポスターの作成に係る公費負担の限度額について、1枚当たりの作成単価の限度額の算出方法が525円6銭に、ポスター掲示場の数を乗じて得た金額に31万500円を加えた金額をポスター掲示場の数で除していたものを、541円31銭にポスター掲示場の数を乗じて得た金額に、31万6,250円を加えた金額をポスター掲示場の数で除するものとするように改めるものでございます。

6ページをご覧ください。最後に本条例の附則と致しまして、第1項として施行期日を、この条例は公布の日から施行する。第2項として適用区分を本条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までに、その期日を告示された選挙については、なお従前の例によると定めるものでございます。

以上、誠に簡単な説明でございますが、議案第4号、多度津町議会議員及び多度津町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について、提案説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（村井 勉）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第 6. 議案第 5 号、多度津町後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてを議題と致します。

タブレットの準備はよろしいでしょうか。

提案者の提案理由の説明を求めます。高齢者保険課長、松浦 君。

高齢者保険課長（松浦 久美子）

お早うございます。

議案第 5 号、多度津町後期高齢者医療に関する条例の一部改正についての提案説明を申し上げます。

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、国の措置に基づき傷病手当金を支給しており、本年 2 月 24 日に香川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例が公布されたことに伴い、所要の改正をするものでございます。

改正内容につきましては、新旧対照表によりご説明致します。

第 2 条（8）広域連合条例附則第 5 項から第 10 項までの規定の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付を広域連合条例附則第 3 項から第 8 項までの規定の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付に改めるものです。

なお、附則として、この条例は公布の日から施行し、改正後の第 2 条（8）の規定は、令和 4 年 4 月 1 日から適用しようとするものでございます。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第 5 号、多度津町後期高齢者医療に関する条例の一部改正についての提案説明を申し上げました。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（村井 勉）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第 7. 議案第 6 号、多度津町社会福祉施設設置条例の一部改正についてを議題と致します。

タブレットの準備はよろしいでしょうか。

提案者の提案理由の説明を求めます。健康福祉課長、冨木田 君。

健康福祉課長（冨木田 笑子）

お早うございます。

議案第 6 号、多度津町社会福祉施設設置条例の一部改正についての提案説明を申し上げます。

今回の条例の一部改正は、町健康センター1階事務所において6月13日より多度津町地域包括支援センターが執務を行うことになったことから、新たに施設に追加するものでございます。

また、当条例における不備及び字句の修正等、所要の改正を併せて行おうとするものでございます。

それでは、新旧対照表を用い、ご説明させていただきます。

1 ページをご覧ください。アンダーラインの箇所が今回改正しようとする部分でございます。まず、第 2 条は、当該施設の位置、「多度津町西港町 127 番 1」を「多度津町西港町 127 番地 1」に改めるものでございます。

次に第 3 条は、両括弧 4 の後に、両括弧 5「地域包括支援センター」を追加するものでございます。

次に第 4 条は、両括弧 4 の後に、両括弧 5「介護予防及び包括的支援に係る事業」を追加するものでございます。

次に第 5 条は、管理運営に関する事で、2 ページをご覧ください。「第 3 条に定める町民健康センターの施設」を「第 3 条に掲げる町民健康センターの施設（以下「施設」という。）」に改めるものでございます。

次に第 7 条は、管理運営委員会の設置に関する事で、第 4 項中「第 3 条各号に掲げる施設（以下「各施設」という。）」を「施設」に改めるものでございます。

次に別表第 1 の 3 は、「物販販売」を「物品販売」に改めるものでございます。

なお、附則と致しまして、この条例は公布の日から施行し、令和 4 年 6 月 13 日から適用しようとするものでございます。

以上、誠に簡単な説明でございますが、議案第 6 号、多度津町社会福祉施設設置条例の一部改正について提案説明を申し上げます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（村井 勉）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第 8. 議案第 7 号、多度津町立教育施設使用条例の一部改正について、議案第 8 号、多度津町公民館設置条例の一部改正についてを提案説明の都合上、一括議題と致します。

タブレットの準備はよろしいでしょうか。

提案者の提案理由の説明を求めます。教育課長、竹田 君。

教育課長（竹田 光芳）

お早うございます。

議案第 7 号、議案第 8 号を一括して提案説明申し上げます

まず議案第 7 号、多度津町立教育施設使用条例の一部改正についての提案説明を申し上げます。

今回の改正は、老朽化等により中央公民館で行っていた事務を中央公民館本通分館で行うことに伴い、条例の一部を改正し、本条例内で定めていた中央公民館の冷暖房料の金額を変更しようとするものでございます。

それでは、新旧対照表を用いて改正内容についてご説明致します。アンダーラインの箇所が今回改正を行おうとしている箇所でございます。

第4条関係の別表において、中央公民館の使用料、照明料、冷暖房料を定めており、そのうち、冷暖房料を移転しようとしている本通分館と同額の100円に改めようとするものです。

なお、附則と致しまして、「この条例は、令和4年6月6日から施行する。」としております。

続いて議案第8号、多度津町公民館設置条例の一部改正についての提案説明を申し上げます。

この改正も中央公民館で行っていた事務を中央公民館本通分館で行うことに伴い、条例の一部を改正し、本条例内で定めていた中央公民館の位置を変更しようとするものです。また、これに併せて字句の不備についても必要な改正を行おうとするものです。

それでは、新旧対照表を用いて改正内容についてご説明致します。

第3条において中央公民館の名称及び位置を定めており、そのうち中央公民館の位置について、本通分館と同じ多度津町本通一丁目8番4号に改めようとするものです。

また、併せまして、白方地区公民館、佐柳地区公民館の位置における番地ついて表記方法を改めようとするものです。

なお、附則と致しまして、「この条例は、令和4年6月6日から施行する。」としております。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第7号及び議案第8号の提案説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（村井 勉）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第9. 議案第9号、多度津町庁舎建設基金条例の廃止について、議案第10号、令和4年度多度津町一般会計補正予算（第1号）を提案説明の都合上、一括議題と致します。

タブレットの準備はよろしいでしょうか。

提案者の提案理由の説明を求めます。総務課長、泉 君。

総務課長（泉 知典）

それでは、まず、議案第9号、多度津町庁舎建設基金条例の廃止について提案説明を申し上げます。

本条例は、庁舎の建設資金に充てるため、多度津町庁舎建設基金を設置することとし、平成24年に制定されたものでございます。この条例に基づき、平成24年以降毎年積立を行っており、令和3年度における基金残高は、1億8,014万106円となりました。

この基金残高全額を庁舎建設工事に係る一般財源分に充当するため、令和4年3月31日付で取り崩し、一般会計への繰入を行いましたので、本条例を廃止しようとするものでございます。

なお、附則において施行日は、公布の日とするものでございます。

以上、誠に簡単な説明でございますが、議案第9号、多度津町庁舎建設基金条例の廃止についての提案説明とさせていただきます。

続きまして、議案第10号、令和4年度多度津町一般会計補正予算（第1号）について提案説明を申し上げます。

タブレットの1ページをお開き下さい。第1条は、既定の歳入歳出予算の総額100億2,900万円に歳入歳出それぞれ1億2,570万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ101億5,470万円とするものでございます。

第2条は、地方債の補正です。

5ページをお開き下さい。「第2表 地方債の補正」に記載してありますように火葬場整備事業を510万円に、道路整備事業を7,030万円に、河川整備事業を2,510万円に、それぞれ補正するものでございます。

さて、この度の補正予算のうち、歳出における増額補正の主なものは民生費、商工費、教育費など、減額補正は衛生費となっております。

歳入における増額補正は、国庫支出金、繰入金、諸収入などとなっております。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により、ご説明申し上げます。

先ず、歳出についてでございます。

22ページをお開き下さい。款2.総務費は459万2千円の増額補正により、15億9,668万5千円に改めるものでございます。項1.総務管理費は442万7千円の増額で、内訳としては目1.一般管理費7万7千円、目5.財産管理費435万円をそれぞれ増額するものでございます。項4.選挙費は目3.選挙費16万5千円の増額でございます。

24ページをお開き下さい。款3.民生費は1,508万円の増額補正により、32億1,308万3千円に改めるものでございます。項1.社会福祉費は目6.社会福祉施設事業費24万6千円の増額でございます。項2.児童福祉費は目1.児童福祉費1,483万4千円の増額でございます。

28ページをお開き下さい。款4.衛生費は2万1千円の減額補正により、8億141万8千円に改めるものでございます。項1.保健衛生費は目1.保健衛生総務費21万3千円の減額でございます。項2.清掃費は目3.じん芥処理費19万2千円の増額でございます。

30ページをお開き下さい。款5.労働費は275万円の増額補正により、752万1千円に改めるもので、項1.労働諸費、目1.労働諸費の増額でございます。

32ページをお開き下さい。款6.農林水産業費は154万円の増額補正により、2億5,727万5千円に改めるもので、項1.農業費、目2.農業総務費の増額でございます。

34ページをお開き下さい。款7.商工費は6,480万円の増額補正により、2億222万8千円に改めるもので、項1.商工費、目2.商工振興費の増額でございます。

36ページ、款8.土木費及び38ページ、款9.消防費は財源内訳の変更でございます。

40ページをお開き下さい。款10.教育費は3,695万9千円の増額補正により、10億

8,037 万円に改めるものでございます。項 2. 小学校費は目 1. 学校管理費 170 万 3 千円の増額でございます。項 3. 中学校費は 502 万 1 千円の増額で、内訳としては目 1. 学校管理費 52 万 1 千円、目 3. 学校建設費 450 万円をそれぞれ増額するものでございます。項 4. 幼稚園費は目 1. 幼稚園費 16 万 8 千円の増額でございます。項 5. 社会教育費は 347 万円の増額で、内訳としては目 1. 社会教育総務費 50 万円、目 2. 公民館費 297 万円をそれぞれ増額するものでございます。項 6. 保健体育費は 2,659 万 7 千円の増額で、内訳としては目 1. 保健体育総務費 50 万円を減額、目 3. 体育施設費 2,709 万 7 千円を増額するものでございます。

続いて、歳入について、ご説明申し上げます。

12 ページをお開き下さい。款 14. 国庫支出金は 1 億 1,492 万 7 千円の増額補正により、14 億 5,109 万 2 千円に改めるもので、項 2. 国庫補助金の増額でございます。内訳としては目 1. 総務費国庫補助金 1 億 208 万 5 千円、目 3. 民生費国庫補助金 1,483 万 4 千円をそれぞれ増額、目 4. 土木費国庫補助金 199 万 2 千円を減額するものでございます。

14 ページをお開き下さい。款 17. 寄附金は 10 万円の増額補正により、3 億 5,010 万 1 千円に改めるもので、項 1. 寄附金、目 1. 寄附金の増額でございます。

16 ページをお開き下さい。款 18. 繰入金は 446 万円の増額補正により、6 億 5,740 万 2 千円に改めるもので、項 2. 基金繰入金、目 2. 財政調整基金繰入金の増額でございます。

18 ページをお開き下さい。款 20. 諸収入は 401 万 3 千円の増額補正により、3 億 3,854 万 5 千円に改めるもので、項 4. 雑入、目 4. 雑入の増額でございます。

20 ページをお開き下さい。款 21. 町債は 220 万円の増額補正により、7 億 6,440 万円に改めるもので、項 1. 町債の増額でございます。内訳としては目 2. 衛生債 190 万円、目 3. 土木債 30 万円をそれぞれ増額するものでございます。

以上によりまして、歳入歳出の予算総額 100 億 2,900 万円に、1 億 2,570 万円を追加し、101 億 5,470 万円に改めようとするものでございます。

以上、よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

議長（村井 勉）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第 10. 議案第 11 号、工事委託に関する協定の締結について（令和 4 年度多度津町新町排水ポンプ場水処理整備工事に関する委託）を議題と致します。

タブレットの準備はよろしいでしょうか。

提案者の提案理由の説明を求めます。建設課長、三谷 君。

建設課長（三谷 勝則）

議案第 11 号、工事委託に関する協定の締結について提案説明を申し上げます。

1 ページをご覧下さい。協定の目的につきましては、令和 4 年度多度津町新町排水ポンプ場水処理整備工事に関する委託でございます。

工事場所は多度津町栄町一丁目で協定の方法は随意契約でございます。

協定金額は2億3,450万円で、その内、消費税額は2,131万8,181円でございます。

協定の相手方は、東京都文京区湯島二丁目31番27号、日本下水道事業団 理事長 森岡 泰裕でございます。

日本下水道事業団は、地方公共団体等の要請に基づき、下水道に関する技術的援助を行うとともに下水道の整備を促進し、生活環境の改善と公共水域の水質の保全に寄与することを目的とした法人でございます。

工事の概要と致しまして、電気設備工事・機械設備工事・土木工事及び建築工事1式で完成期限につきましては、令和6年3月29日までの2箇年の協定としております。

また、参考資料として2～3ページに協定(案)、4～6ページに平面図及び断面図、7ページに位置図を添付しております

以上の内容のものを議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、工事委託に関する協定の締結について、議会の議決を求めるものでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第11号、工事委託に関する協定の締結についての提案説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（村井 勉）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第11. 議案第12号、損害賠償の額を定めることについてを議題と致します。

タブレットの準備はよろしいでしょうか。

提案者の提案理由の説明を求めます。住民環境課長、石井 君。

住民環境課長（石井 克典）

議案第12号、損害賠償の額を定めることについての提案説明を申し上げます。

令和4年1月19日、多度町リサイクルプラザ付近で発生した倒木により、NTT通信回線光ケーブルを損傷させた物損事故に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第96条第1項第13号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案の1ページをご覧ください。損害賠償の相手方は、西日本電信電話株式会社 代表取締役社長 小林 充佳でございます。損害賠償の額につきましては、19万1,647円でございます。

続いて、事故の概要でございますが、令和4年1月19日、リサイクルプラザへの進入道路のS字カーブ付近におきまして、隣接する多度津町土地開発公社所有に群生する生い茂った樹木により通行時の見通しが悪くなっており、センターラインを超える車両が多く見られ、対向する際に接触事故が発生する危険があったために町職員の指示により、公益社団法人 香川県シルバー人材センター連合会から多度津町リサイクルプラザに派遣された職員が伐採作業中、倒木により、架空配線されていたNTT通信回線光ケーブル

ルを損傷させたものでございます。

よって、N T T通信回線光ケーブルを原状復旧するため、町が損害賠償額 19 万 1,647 円を支払うものでございます。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第 12 号、損害賠償の額を定めることについての提案説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（村井 勉）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第 12. 議案第 13 号、固定資産評価員の選任についてを議題と致します。

タブレットの準備はよろしいでしょうか。

提案者の提案理由の説明を求めます。丸尾 町長。

町長（丸尾 幸雄）

議案第 13 号、固定資産評価委員の選任につきまして、提案理由を申し上げます。

現在、固定資産評価委員であります 秋山 俊次 氏から令和 4 年 6 月 30 日をもって辞任したい旨の届出があったことに伴い、後任として 岡部 登 氏を選任致したく、地方税法第 404 条第 2 項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

岡部 氏の住所、生年月日につきましては、記載のとおりでございます。

同氏は昭和 59 年に本町職員となり、令和 2 年 3 月の定年退職後から令和 4 年 3 月までは、本町の再任用職員として勤務されておられます。

また、本年 4 月からは本町の副町長として、その職務に精励をし、行政経験が豊富で優れた人材でございますので、固定資産評価委員として最適任であると考えております。

よろしくご同意賜りますようお願いを申し上げ、提案説明とさせていただきます。

議長（村井 勉）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

ここで、お諮り致します。

本案は人事案件でございますので、本日、先議したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

ご異議なしと認めます。

よって、本日、先議することに決定致しました。

これより、質疑に入ります。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

続いて、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第13号についてを採決致します。

本案は、原案どおり同意することに、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案に同意することに決定致しました。

日程第13. 議案第14号、教育委員会委員の任命についてを議題と致します。

タブレットの準備はよろしいでしょうか。

提案者の提案理由の説明を求めます。丸尾 町長。

町長(丸尾 幸雄)

議案第14号、教育委員会委員の任命につきまして、提案理由を申し上げます。

現在、教育委員会委員を務めて頂いております 塩田 明雄 氏が、令和4年6月30日をもって任期満了となることに伴い、後任として 速水 清隆 氏を任命致したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めますのでございます。

速水 氏の住所、生年月日につきましては、記載のとおりでございます。

同氏は、岐阜県の公立高等学校や学校法人 四国学院 四国学院大学で、長きにわたり教鞭をとられており、教育に関して深い識見を有しておられます。

教育行政に対しても誠意を持って取り組んで頂けるものと思っておりますので、教育委員として適任であると考えております。

なお、任期につきましては、令和4年7月1日から令和8年6月30日までの4年とするものでございます。

よろしくご同意賜りますよう、お願いを申し上げ、提案説明とさせていただきます。

議長(村井 勉)

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

ここで、お諮り致します。

本案は人事案件でございますので、本日、先議致したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

ご異議なしと認めます。

よって、本日、先議することに決定致しました。

これより、質疑に入ります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長 (村井 勉)

兼若 幸一 君。

議員 (兼若 幸一)

4 番、兼若 幸一です。

1 点質問させて頂きたいと思います。

教育委員会委員は地域性を考慮し、選出するのが慣例であったように思いますが、今回はどのような選出をされたのでしょうか。

議長 (村井 勉)

三木 教育長。

教育長 (三木 信行)

お早うございます。

兼若議員の速水 清隆 氏の教育委員選出の経緯等についてのご質問に、ご答弁をさせて頂きます。

今回、塩田 明雄 委員の 6 月末での任期満了に伴い、教育委員会事務局では候補として相応しい方を考え、町長の方へご提案を申し上げました。

そして、慎重なご協議を頂き、本日の任命についての議案提出に至ったと理解をしております。

教育委員会、まず事務局と致しましては、複数の候補の方を考え、町長までにはご提案を致しましたが、今回につきましては、目前に昨今の教育課題が山積することから、それらの解決に具体的な知見を持たれていると考えられる方として、四国学院大学で現在も教授としてお勤めの速水 氏を第 1 の候補としたいと考えました。

目前の教育課題と申し上げましたら、議会の皆様もご存知のとおりでございまして、少子化が進んでいく中で、これからどのように学校を運営していくのか。

教職員の在校時間の縮減をどうしていくのか。それから、これ非常に私も悩んでいるんですが、中学校の部活動の地域とか外部への移行の仕方、学校教育のデジタル化であるとか、コロナ禍後の学校の在り方、一つ一つ先延ばしにせず、具体的な案を考えて着実に取り組んでいかなければならない時であると考えています。

清水 清隆 氏については、先ほどもありましたように、高校で社会科の先生として勤められた後、長く地元の間近の四国学院大学でお勤めされております。

教育文化はもとより、部活動など学校やスポーツの在り方などにも知見を持っておられると期待する声があります。

また、多度津町の地方創生に関わる会議や、かつては教育課題検討会議でも重要な役割を果たされており、教育課だけではなくて、町の発展や活性化について、総合的な視点

から考える知見を持っておられる方とも期待をしております。

そういったことから、総合して教育委員としてバランスのある、また具体的なお提言等が頂ける方だと考えておりますので、ご高配を頂きたいと思っております。

地域性を考慮したという風なことがございましたが、今回につきましては、まず、そういった教育課題の解決、目前に迫ったというところを優先して考えたというところがあります。

ただ今後もですね、当然、地域性を考慮した教育委員の選出については、大切にしていきたいと考えております。

今後の委員さんの交代の折には地域も重視をしながら、ただ、その時期その時期の教育課題も考慮しながら適切に行えるように、教育委員会としての案を考えていきたいと考えております。

現在ですね、務めて頂いているどの教育委員さんですね、ご自身の住む地域を超えて、町全体の教育について考えて頂いております。

今後も協力したり、役割を分担をしたりしながら、子供たち、保護者、住民に寄り添った教育委員会としての役割を果たしていけるものと考えております。

どうぞ、ご高配をよろしくお願い致します。

以上、答弁とさせていただきます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

兼若 幸一 君。

議員(兼若 幸一)

ただ今の答弁の中で何か違う人の名前が出てきたように、ちょっと聞こえたのですが、言い間違えということで、よろしいでしょうか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

三木 教育長。

教育長(三木 信行)

兼若 議員のご質問にご答弁させていただきます。

速水 清隆 氏という風に答弁をしたつもりでございましたが、どこかで間違えたのかも知れません。ちょっと緊張しております、大変申し訳ございませんでした。

ご訂正をさせていただきます。

どうぞよろしくお願い致します。

議長(村井 勉)

他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

ないようですので、これをもって質疑を終結致します。
続いて討論に入ります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

小川 保 君。

議員(小川 保)

失礼致します。

9番、小川 保でございます。

今、教育長からの答弁をお聞き致しまして、誠にもって素晴らしいお考えのもとに選出されておるといふ風に認識を致しました。

実は非常に疑念を持ちつつ、この議場に参った訳でございますけれども、例えば前任の塩田 氏、この方の任期満了によってということですので、塩田 氏は、小学校区で言えば、多度津地区ということございまして速水 先生は豊原地区とこういうことございまして。

そうしますと多度津地区の一般の教育委員がいなくなると、こういう形でございますので、非常に不安な気持ちを持っておりましたけれども、今、教育長からの選出された動機・理由等々についてね、伺えましてね。私なり理解をしたかなと思っております。

ただ、将来においては、バランスをとるっていうことは非常に重要なことございまして、過去においてもそのバランスをとりつつ、慣例でもって選出されたといふ風に私ども議員一同認識をしておりましたから、ぜひ今後ともその部分については、ケアして頂けたらなと思っております。

以上でございます。

議長(村井 勉)

他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第14号についてを採決致します。

本案は、原案どおりに同意することについて、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案に同意することに決定致しました。

ここで、お諮り致します。

ただ今までに、提案理由の説明がなされました議案で、議案第1号から第4号まで、及び議案第7号から第10号までの8議案を総務教育常任委員会に、議案第5号、第6号、

第 11 号、及び第 12 号の 4 議案を建設産業民生常任委員会に、多度津町議会会議規則第 39 条第 1 項の規定により付託の上、審査することに致したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 (村井 勉)

ご異議なしと認めます。

よって、8 議案を総務教育常任委員会に、4 議案を建設産業民生常任委員会に付託の上、審査することに決定致します。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了を致しました。

これにて、散会致します。

有難うございました。

散会 午前10時21分

以上、会議の次第を記載して、その相違ない旨を証するため
ここに署名捺印する。

令和4年6月8日
第2回多度津町議会定例会

議 長

議 員

議 員

事務局長

書 記